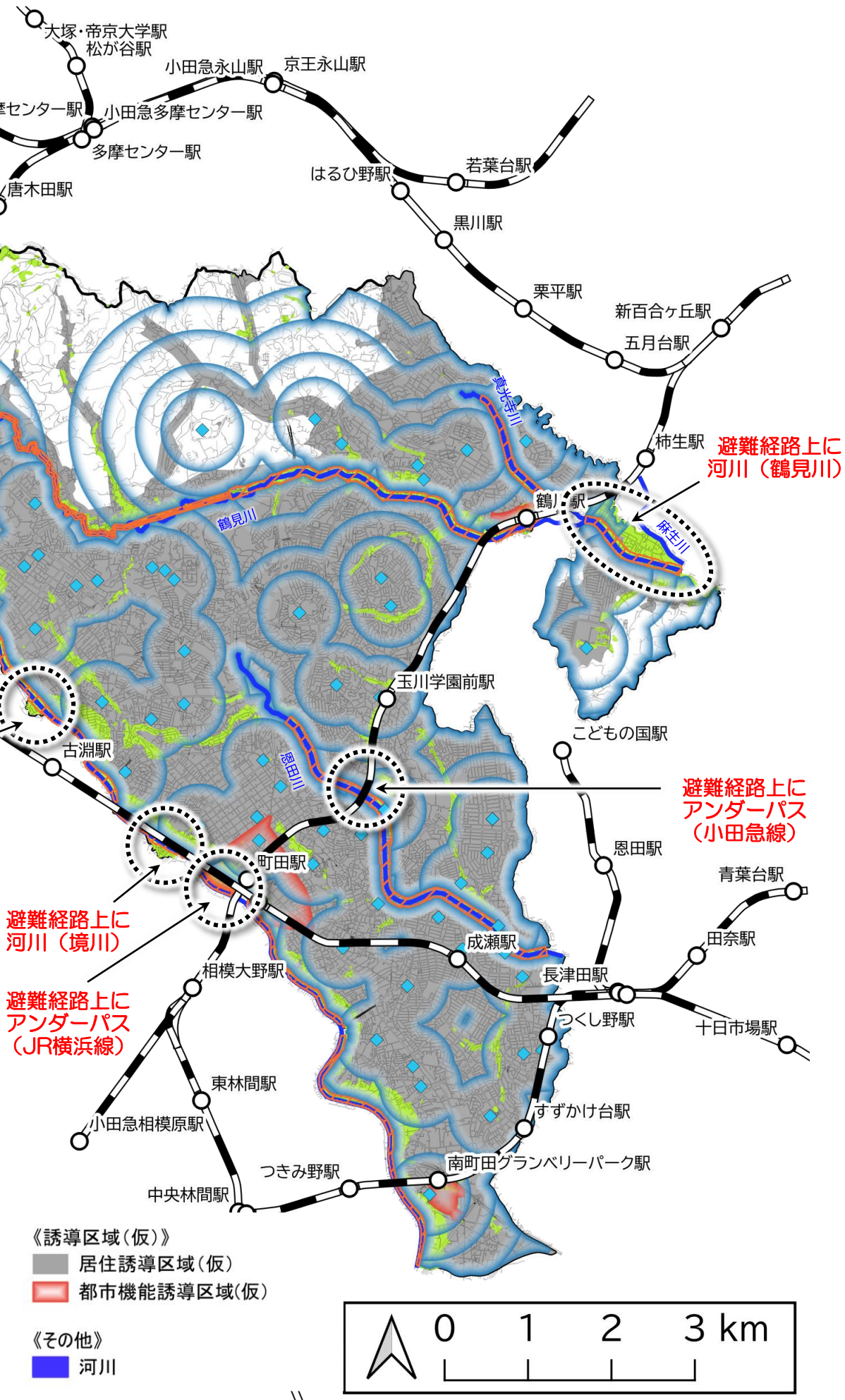


視点1 災害リスクのある区域から避難可能かどうか

手順②-1-1 市が定める避難施設まで移動可能（水平避難）

・水平避難の環境が整っているか、以下の点で検討する。

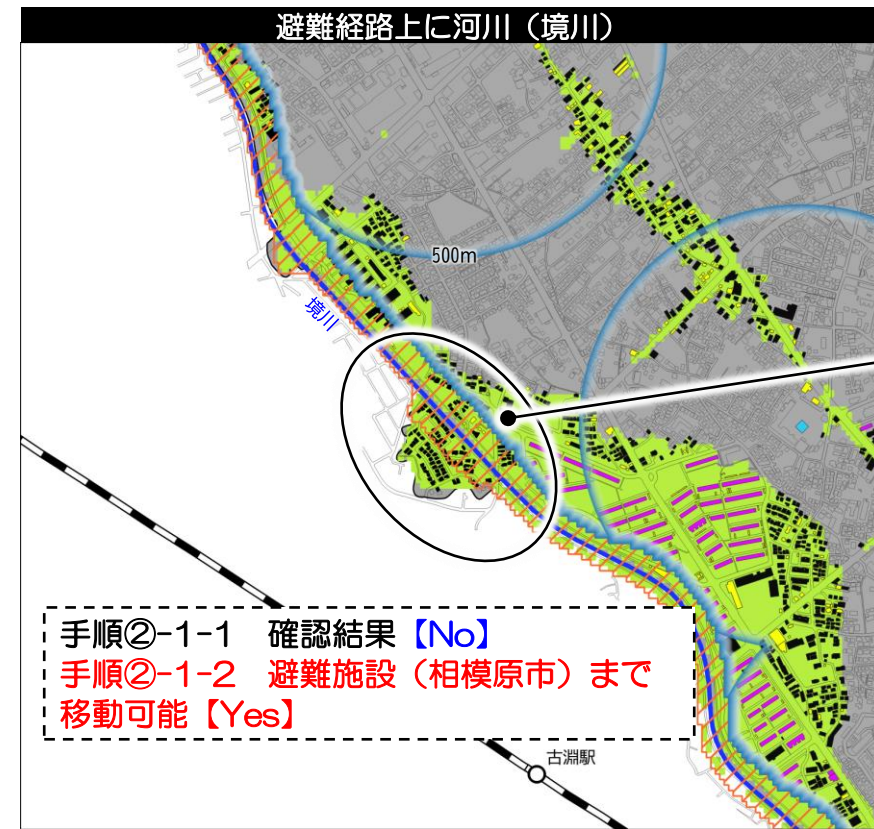
|                                                                                                                           |   |                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>【対象】水害① 家屋倒壊等氾濫想定区域<br/>水害② 浸水予想区域（浸水深0.5m以上の区域）<br/>※水害①及び②は同時に起こりえる災害のため、合わせて検討を行う。</p>                              | → | <p>図中の凡例</p> <p>《家屋倒壊等氾濫想定区域》<br/>氾濫流・河岸浸食<br/>《浸水予想区域》<br/>浸水深0.5m以上</p> |
| <p>（1）避難先までの経路上に支障となるものがあるか。<br/>・河川：橋の通行が危険となるおそれがある。<br/>・アンダーパス：冠水によって通行不能となるおそれがある。</p>                               | → | <p>該当箇所</p>                                                               |
| <p>（2）（1）がある場合、それを回避する別の避難方策があるか。<br/>例）迂回路がある。ペデストリアンデッキなどの高台経路がある。 など</p>                                               | → | <p>次頁参照</p>                                                               |
| <p>（3）避難所からどの程度の歩行距離を要するか。（参考程度）<br/>ハザードエリア外まで避難できれば安全性の確保に繋がる。避難所までの歩行距離上限について決まりはないため、500mから1,600mまでの圏域を参考として図示する。</p> | → | <p>避難施設（水害）徒歩圏<br/>500m・800m・1200m・1600m</p>                              |



## 視点1 災害リスクのある区域から避難可能かどうか

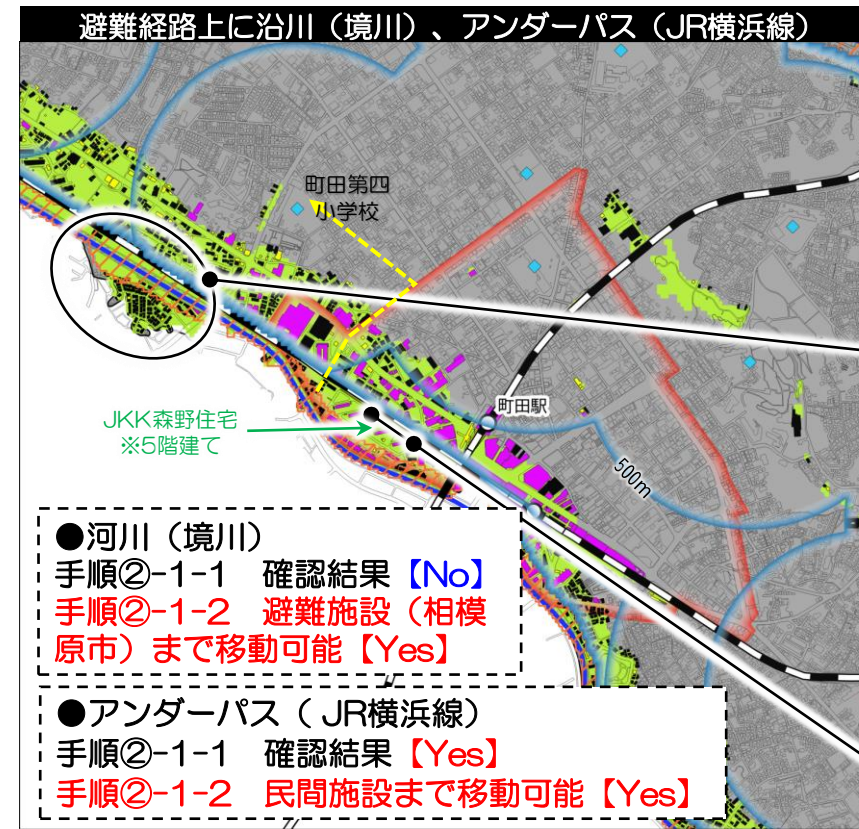
手順②-1-1 (1) 及び (2) に沿って、市が定める避難施設まで移動可能（水平避難）が困難となるおそれがある区域は、下図のとおり。

→ 手順②-1-2 上記で抽出した区域を対象に、避難できる民間施設まで移動可能（水平避難）の確認する。



### 河川（境川）

避難経路上に河川があり、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いに近づかないことが原則となるため、橋を経由しない移動が望ましい  
※ ただし、相模原市側は標高が高いため浸水想定区域外で、直近に避難施設が立地



### 河川（境川）

避難経路上に河川があり、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いに近づかないことが原則となるため、橋を経由しない移動が望ましい  
※ ただし、相模原市側は標高が高いため浸水想定区域外で、直近に避難施設が立地

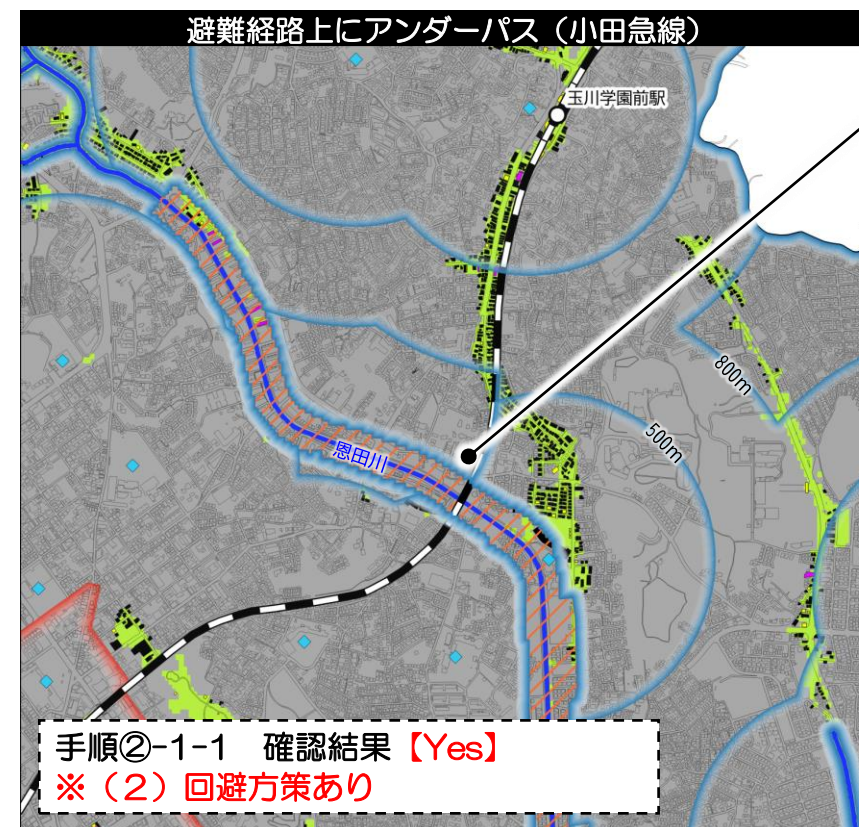


### アンダーパス（JR横浜線）

避難経路上に鉄道を横断するアンダーパスがあるため、避難上支障となる可能性あり  
ただし、町田市役所近くに歩行者専用であるが、JR横浜線を超え、町田第四小学校まで避難可能。  
※ また、JKK森野住宅の徒歩圏内に含まれる。（浸水エリア内であるが浸水深以上の階高の建物、同条件の未締結の民間施設もあり）



最寄りの避難施設（三輪小学校）までの避難経路上に河川があり、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いに近づかないことが原則となるため、橋を経由しない移動が望ましい。  
ただし、小田急線を超え、鶴見川第二小学校まで避難可能  
※ また、災害時応援協定を締結しているフェリシア高等学校の徒歩圏内にも含まれる（浸水エリア内であるが浸水深以上の階高の建物、同条件の未締結の民間施設もあり）



避難経路上に鉄道を横断するアンダーパスがあるため、避難上支障となる可能性あり  
※ ただし、鉄道を横断しなくて東西それぞれで避難施設を利用できる環境にある

### 《浸水予想区域》

浸水深0.5m以上

### 《浸水予想区域（浸水深3.0m以上）内に立地する建物》

1階建て

2～4階建て

5階建て以上

### 《家屋倒壊等氾濫想定区域》

氾濫流・河岸浸食

### 《避難施設（水害）》

避難施設（水害）

避難施設（水害）徒歩圏

500m・800m・1200m・1600m

### 《誘導区域（仮）》

居住誘導区域（仮）

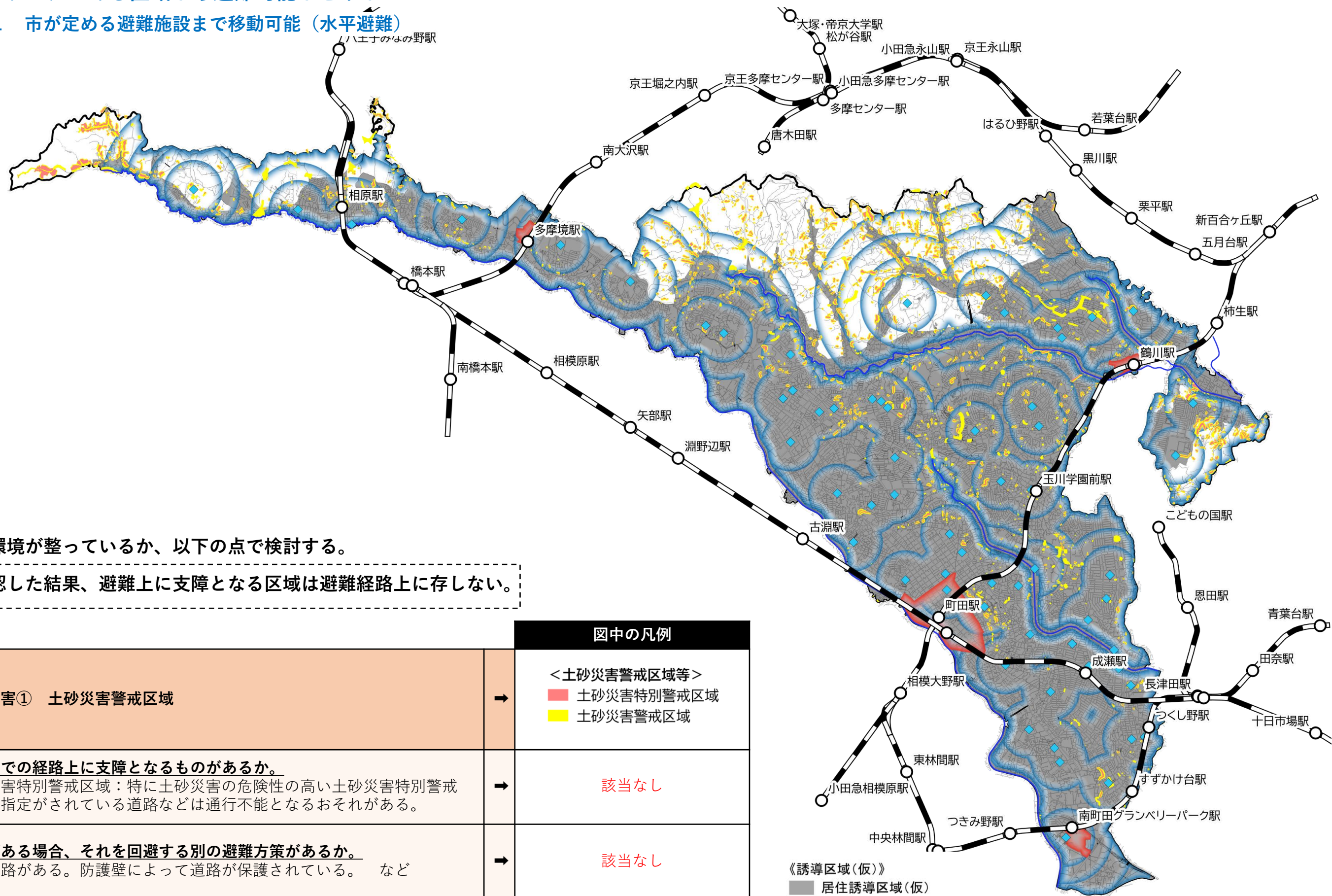
都市機能誘導区域（仮）

### 《その他》

河川

視点1 災害リスクのある区域から避難可能かどうか

手順②－1－1 市が定める避難施設まで移動可能（水平避難）



・ 水平避難の環境が整っているか、以下の点で検討する。

→ (1) を確認した結果、避難上に支障となる区域は避難経路上に存しない。

| 図中の凡例                                                                                                              |                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 【対象】土砂災害① 土砂災害警戒区域                                                                                                 | <土砂災害警戒区域等>                          |
|                                                                                                                    | 土砂災害特別警戒区域                           |
|                                                                                                                    | 土砂災害警戒区域                             |
|                                                                                                                    | 避難施設(水害)徒歩圏<br>500m・800m・1200m・1600m |
| (1) 避難先までの経路上に支障となるものがあるか。<br>・ 土砂災害特別警戒区域：特に土砂災害の危険性の高い土砂災害特別警戒区域の指定がされている道路などは通行不能となるおそれがある。                     | 該当なし                                 |
| (2) (1) がある場合、それを回避する別の避難方策があるか。<br>例) 迂回路がある。防護壁によって道路が保護されている。 など                                                | 該当なし                                 |
| (3) 避難所からどの程度の歩行距離を要するか。(参考程度)<br>ハザードエリア外まで避難できれば安全性の確保に繋がる。避難所までの歩行距離上限について決まりはないため、500mから1,600mまでの圏域を参考として図示する。 |                                      |